

第4回 労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会

1 議題

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
- (2) 平成15年度労働保険特別会計労災勘定予算（案）概要について
- (3) 労災報告の適正化に関する懇談会報告について
- (4) じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

2 配付資料

資料1 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙1）及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙2）について（諮問）

参考1 労災保険率等の改定について

参考2 介護（補償）給付の額の引下げについて

参考3 障害（補償）年金受給権者の定期報告に係る診断書の添付の廃止について

資料2 平成15年度労働保険特別会計労災勘定予算（案）概要

資料3 労災報告の適正化に関する懇談会報告書

資料4 じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

厚生労働省発基労第 号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙1）及び「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙2）について、貴会の意見を求める。

平成15年2月19日

厚生労働大臣 坂 口 力

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正等

一 労災保険率を別添一のとおり改正するものとする。

二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の非業務災害率を、一、〇〇〇分の〇・九（現行一、〇〇〇分の一）とするものとする。

第二 特別加入保険料率の改正

一 一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添二のとおり改正するものとする。

二 海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率を、一、〇〇〇分の五（現行一、〇〇〇分の六）に改正するものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

改 正 案		現 行	
労 災 保 険 率 表		労 災 保 険 率 表	
事業の種類	事業の種類	事業の種類	事業の種類
林業	林業	木材伐出業	林業
1000分の59	1000分の59	1000分の133	1000分の133
海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	その他の林業	1000分の39
1000分の52	1000分の52	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の56
定置網漁業又は海面魚類養殖業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の42
1000分の40	1000分の40	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の89
金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の57
1000分の87	1000分の87	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の53
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	原油又は天然ガス鉱業	1000分の9
1000分の7	1000分の7	原油又は天然ガス鉱業	1000分の9
採石業	採石業	採石業	1000分の71
1000分の69	1000分の69	その他の鉱業	1000分の35
1000分の32	1000分の32	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の133
その他の鉱業	その他の鉱業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の133
1000分の129	1000分の129	道路新設事業	1000分の31
水力発電施設、ずい道等新設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	道路新設事業	1000分の31
1000分の29	1000分の29	舗装工事業	1000分の19
道路新設事業	道路新設事業	舗装工事業	1000分の19
1000分の17	1000分の17	鉄道又は軌道新設事業	1000分の34
舗装工事業	舗装工事業	鉄道又は軌道新設事業	1000分の34
1000分の30	1000分の30		
鉄道又は軌道新設事業	鉄道又は軌道新設事業		
建設事業	建設事業	建設事業	
建設事業	建設事業	建設事業	

改 正 案		現 行	
製 造 業	建築事業（既設建築物設備 工事業を除く。）	1000分の 17	建築事業（既設建築物設備 工事業を除く。）
	既設建築物設備工事業	1000分の 14	既設建築物設備工事業
	機械装置の組立て又は据付 けの事業	1000分の 16	機械装置の組立て又は据付 けの事業
	その他の建設事業	1000分の 23	その他の建設事業
	食料品製造業（たばこ等製 造業を除く。）	1000分の 7	食料品製造業（たばこ等製 造業を除く。）
	たばこ等製造業	1000分の5.5	たばこ等製造業
	繊維工業又は繊維製品製造 業	1000分の5.5	繊維工業又は繊維製品製造 業
	木材又は木製品製造業	1000分の 21	木材又は木製品製造業
	パルプ又は紙製造業	1000分の8.5	パルプ又は紙製造業
	印刷又は製本業	1000分の 5	印刷又は製本業
	化学工業	1000分の 6	化学工業
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	ガラス又はセメント製造業
	コンクリート製造業	1000分の 15	コンクリート製造業
	陶磁器製品製造業	1000分の 17	陶磁器製品製造業
その他の窯業又は土石製品 製造業	1000分の 25	その他の窯業又は土石製品 製造業	

改 正 案	現 行
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） 1000分の 7	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） 1000分の 8
非鉄金属精錬業 1000分の 8	非鉄金属精錬業 1000分の 10
金属材料品製造業（鋳物業を除く。） 1000分の 10	金属材料品製造業（鋳物業を除く。） 1000分の 11
鋳物業 1000分の 18	鋳物業 1000分の 20
金属製品製造業又は金属加工業（洋鋸、鋸、手工具又は一般金物製造業を除く。） 1000分の 14	金属製品製造業又は金属加工業（洋鋸、鋸、手工具又は一般金物製造業を除く。） 1000分の 16
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） 1000分の 10	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。） 1000分の 12
めつき業 1000分の8.5	めつき業 1000分の 10
機械器具製造業（電機機器製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計器、光学機械、時計等製造業を除く。） 1000分の 7	機械器具製造業（電機機器製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計器、光学機械、時計等製造業を除く。） 1000分の8.5
電気機械器具製造業 1000分の 5	電気機械器具製造業 1000分の5.5
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） 1000分の5.5	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） 1000分の 7
船舶製造又は修理業 1000分の 22	船舶製造又は修理業 1000分の 23
計器、光学機械、時計等製造業（電機機械器具製造業を除く。） 1000分の 5	計器、光学機械、時計等製造業（電機機械器具製造業を除く。） 1000分の5.5

改 正 案		現 行	
運 輸 業	貴金屬製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5	貴金屬製品、装身具、皮革製品等製造業
	その他の製造業	1000分の8	その他の製造業
	交通運輸事業	1000分の5	交通運輸事業
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の17	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）
	港湾荷役業	1000分の31	港湾荷役業
	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
	その他の事業	1000分の11	農業又は海面漁業以外の漁業
		1000分の12	清掃、火葬又はと畜の事業
		1000分の6	ビルメンテナンス業
		1000分の6	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
		1000分の5	その他の各種事業
			1000分の5.5

改 正 案		現 行	
第2種特別加入保険料率表		第2種特別加入保険料率表	
事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業	1000分の 15
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業	1000分の 21
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業	1000分の 48
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業	1000分の 53
特 5	労災保険法施行規則第46条の17	労災保険法施行規則第46条の17	1000分の 7

第5号の事業		
特 6	労災保険法施行規則第46条の17 第6号の事業	1000分の13
特 7	労災保険法施行規則第46条の18 第1号口の作業	1000分の6
特 8	労災保険法施行規則第46条の18 第2号イの作業	1000分の7
特 9	労災保険法施行規則第46条の18 第3号イ又は口の作業	1000分の18
特 10	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ハの作業	1000分の6
特 11	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ニの作業	1000分の17
特 12	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ホの作業	1000分の4

第5号の事業		
特 6	労災保険法施行規則第46条の17 第6号の事業	1000分の12
特 7	労災保険法施行規則第46条の18 第1号口の作業	1000分の5
特 8	労災保険法施行規則第46条の18 第2号イの作業	1000分の6
特 9	労災保険法施行規則第46条の18 第3号イ又は口の作業	1000分の17
特 10	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ハの作業	
特 11	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ニの作業	
特 12	労災保険法施行規則第46条の18 第3号ホの作業	

特 1 3	労災保険法施行規則第46条の18 第3号への作業		特 1 3	労災保険法施行規則第46条の18 第3号への作業	1000分の 18
特 1 4	労災保険法施行規則第46条の18 第2号口の作業	1000分の 6	特 1 4	労災保険法施行規則第46条の18 第2号口の作業	1000分の 7
特 1 5	労災保険法施行規則第46条の18 第1号イの作業	1000分の 7	特 1 5	労災保険法施行規則第46条の18 第1号イの作業	1000分の 8
特 1 6	労災保険法施行規則第46条の18 第4号の作業	1000分の 5	特 1 6	労災保険法施行規則第46条の18 第4号の作業	1000分の 6
特 1 7	労災保険法施行規則第46条の18 第5号の作業		特 1 7	労災保険法施行規則第46条の18 第5号の作業	1000分の 7

(注) 改定案が空欄の事業については、改定は行われぬ。

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げ

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額十万六千百円（現行十万八千三百円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万七千五百八十円（現行五万八千七百五十円）に引き下げるものとする。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額五万三千五十円（現行五万四千五百五十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千七百九十円（現行二万九千三百八十円）に引き下げるものとする。

第二 障害補償年金受給権者又は障害年金受給権者の定期報告に係る診断書添付の廃止について

一 障害補償年金又は障害年金の受給権者の定期報告の際には、障害の部位及び状態に関する医師又は歯

科医師の診断書を添えることとしているが、これを廃止するものとする。

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

労災保険率等の改定について

1 今回の改定の背景

労災保険率等については、平成13年4月に改定したところであるが、近年、労働災害が大幅に減少していること等により、労災保険率の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢の下で相対的に負担感が増している状況にあること等から、速やかに労災保険率等の見直しを行い、平成15年4月に改定することとする。

2 改定内容

- (1) 労働災害の減少及び過去債務分料率等の引下げにより、全体として改定前料率（全業種平均1000分の8.4）に対し、1000分の1程度の引下げとなり、全業種平均料率では、1000分の7.4となる見通しである。

労災保険率の構成要素

	現行（平成13年度）	改定後
災害料率分	1000分の5.3	1000分の4.9
過去債務分	1000分の0.6	1000分の0.1
非業務災害率分	1000分の1.0	1000分の0.9
労働福祉事業分	1000分の1.5	1000分の1.5
計	1000分の8.4	1000分の7.4

- (2) 事業の種類別の労災保険率の改定案は別表1のとおり、第二、三種特別加入保険料率の改定案は別表2のとおりである。

また、「木材伐出業」及び「その他の林業」においては、作業の実態、業界事情等を勘案し、事業の種類を統合し、「林業」とする。

労 災 保 険 率 表 (案)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		現 行	改 定 案
林 業	現行 木材伐出業	1000分の133	1000分の59
	現行 その他の林業	1000分の39	
漁 業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の56	1000分の52
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の42	1000分の40
鉱 業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	1000分の89	1000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の57	1000分の53
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の9	1000分の7
	採石業	1000分の71	1000分の69
	その他の鉱業	1000分の35	1000分の32
	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の133
製 造 業	道路新設事業	1000分の31	1000分の29
	舗装工事業	1000分の19	1000分の17
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の34	1000分の30
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の20	1000分の17
	既設建築物設備工事業	1000分の15	1000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の19	1000分の16
	その他の建設事業	1000分の26	1000分の23
	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の9	1000分の7
	たばこ等製造業	1000分の7	1000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の6.5	1000分の5.5
木材又は木製品製造業	1000分の23	1000分の21	
パルプ又は紙製造業	1000分の9	1000分の8.5	
印刷又は製本業	1000分の6	1000分の5	
化学工業	1000分の7.5	1000分の6	
ガラス又はセメント製造業	1000分の8.5	1000分の7.5	
コンクリート製造業	1000分の18	1000分の15	
陶磁器製品製造業	1000分の18	1000分の17	
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	1000分の25	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の8	1000分の7	
非鉄金属精錬業	1000分の10	1000分の8	
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の11	1000分の10	
鋳物業	1000分の20	1000分の18	
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000分の16	1000分の14	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の12	1000分の10	
めつき業	1000分の10	1000分の8.5	
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の8.5	1000分の7	
電気機械器具製造業	1000分の5.5	1000分の5	
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の7	1000分の5.5	
船舶製造又は修理業	1000分の23	1000分の22	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の5.5	1000分の5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の6	1000分の5.5	
その他の製造業	1000分の10	1000分の8	
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の6.5	1000分の5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の15	1000分の13
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の20	1000分の17
	港湾荷役業	1000分の35	1000分の31
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の5.5	1000分の5
そ の 他 の 事 業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13	1000分の11
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の14	1000分の12
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5	1000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5	1000分の6
	その他の各種事業	1000分の5.5	1000分の5

第二種特別加入保険料率表(案)

事業又は作業の種類 の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		現 行	改 定 案
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の15	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の21	1000分の20
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の48	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の53	1000分の51
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	1000分の6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の13	1000分の12
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	1000分の6	1000分の5
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の7	1000分の6
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の18	1000分の17
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の7	1000分の6
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の8	1000分の7
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の6	1000分の5
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	

第三種特別加入保険料率表(案)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	現 行	改 定 案
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の6	1000分の5

注) 改定案が空欄の事業については改定は行われぬ。

介護（補償）給付の額の引下げについて

- 1 障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の受給権者で、常時又は随時介護を要する状態にあるものに対し、介護（補償）給付として、毎月介護に要する費用を支給している。
- 2 今般、その最高限度額及び親族介護時の最低保障額について、次のような引下げを行うこととする。

	最高限度額 実際に介護に要する費用として支出した額がこれを超えるときに支給する限度額	親族介護時の最低保障額 費用を支出して介護を受けた日がない場合であって、親族による介護を受けた日があるときに支給する額
常時介護を要する者	<u>106,100円</u> （108,300円）	<u>57,580円</u> （58,750円）
随時介護を要する者	<u>53,050円</u> （54,150円）	<u>28,790円</u> （29,380円）

※（ ）内は、現行額

3 施行期日

平成15年4月1日

障害（補償）年金受給権者の定期報告に係る診断書添付の廃止について

1 趣旨

障害（補償）年金受給権者の負担軽減を図るため、その者が定期報告を行う際の診断書の添付を廃止することとする。

2 概要

労災年金を適正に支給する観点から、労災年金受給権者には、年1回、その者の障害の状態、年金受給権変更の有無等を確認するための定期報告の義務が課されている。

このうち、障害（補償）年金受給権者は、定期報告の際、

① 受給権者の住民票の写し又は戸籍の抄本

② 障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書

を添付することとされているが、今回、障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書の添付を廃止することとする。

なお、障害（補償）年金受給権者は、障害の状態に変化があった場合に、随時、障害等級の変更の申請を行うことができることから、診断書の添付を廃止しても、障害（補償）年金受給権者に支障は生じない。

3 施行期日

平成15年4月1日

平成15年度 労働保険特別会計 労災勘定 予算(案)概要

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	対前年度 伸び率	備 考
	予 算 額	予 定 額			
	百万円	百万円	百万円		
歳 入 予 算 額	1,667,020	1,415,931	△ 251,089	84.9%	
(内 訳)					
他 勘 定 より 受 入	1,246,937	1,043,913	△ 203,024	83.7%	
一 般 会 計 より 受 入	1,307	1,307	0	100.0%	
未 経 過 保 険 料 受 入	32,193	28,956	△ 3,237	89.9%	
支 払 備 金 受 入	212,730	190,910	△ 21,820	89.7%	
雑 収 入	173,853	150,845	△ 23,008	86.8%	
歳 出 予 算 額	1,326,920	1,210,642	△ 116,278	91.2%	
(内 訳)					
給 付 費	1,016,250	941,379	△ 74,871	92.6%	
業 務 取 扱 費	58,372	57,836	△ 536	99.1%	
労 働 福 祉 事 業 費	143,097	138,288	△ 4,809	96.6%	
他 勘 定 へ 繰 入	92,201	58,139	△ 34,062	63.1%	
予 備 費	17,000	15,000	△ 2,000	88.2%	

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
歳 入	1,667,020	1,415,931	△ 251,089	
1. 他 勘 定 より 受 入	1,246,937	1,043,913	△ 203,024	
(1) 保 険 料 収 入	1,246,444	1,043,509	△ 202,935	労災保険料率改定分(1/1,000引き下げ)及び最近の経済動向を考慮した収入予定額(対前年度比 △16.3%)
(2) 雑 収 入	493	404	△ 89	延滞金、追徴金等の雑収入
2. 一 般 会 計 より 受 入	1,307	1,307	0	労災保険事業に対する国庫補助見込額
3. 未 経 過 保 険 料 受 入	32,193	28,956	△ 3,237	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、平成15年度に係る保険料受入見込額(前受保険料)
4. 支 払 備 金 受 入	212,730	190,910	△ 21,820	既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者等に対し支払われるべき給付見込額
5. 雑 収 入	173,853	150,845	△ 23,008	預託金利子収入 147,361百万円 → 125,723百万円 返納金等 26,492百万円 → 25,122百万円

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
歳 出	1,326,920	1,210,642	△ 116,278	
1. 給 付 費	1,016,250	941,379	△ 74,871	
(1) 保 険 給 付 費	873,442	811,715	△ 61,727	平成15年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出 1. 短期給付等 484,505百万円 → 419,945百万円 2. 長期給付 388,937百万円 → 391,770百万円
(2) 特 別 支 給 金	142,808	129,664	△ 13,144	休業特別支給金等
2. 業 務 取 扱 費	58,372	57,836	△ 536	労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等
3. 労 働 福 祉 事 業 費	143,097	138,288	△ 4,809	内訳 別紙参照
4. 他 勘 定 へ 繰 入	92,201	58,139	△ 34,062	保険料返還金及び保険料徴収等のための人件費、事務費等 1. 保険料返還金 71,118百万円 → 41,158百万円 2. 人件費、事務費等 21,083百万円 → 16,980百万円
5. 予 備 費	17,000	15,000	△ 2,000	

労働福祉事業費一覧

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
I 社会復帰促進事業	36,427	33,808	△ 2,619	
1. 補装具・アフターケア等関係費	4,976	5,091	115	補装具及び社会復帰保養費 1,959百万円 → 1,956百万円 特殊疾病アフターケア実施費 2,913百万円 → 3,032百万円
2. 被災労働者社会復帰経費	1,012	831	△ 181	振動障害者社会復帰特別援護等経費 681百万円 → 636百万円
3. 労働福祉事業団交付金・施設整備費補助金	29,421	26,978	△ 2,443	労働福祉事業団交付金 10,073百万円 → 9,656百万円 本部運営、施設運営経費 労働福祉事業団施設整備費補助金 19,348百万円 → 17,322百万円 既設労災病院等の施設整備等
1. 障害者職業能力開発校経費	1,018	908	△ 110	障害者職業能力開発校施設整備費 966百万円 → 858百万円
II 被災労働者等援護事業	28,573	27,020	△ 1,553	
1. 労災就学等援護経費等	2,969	2,965	△ 4	労災就学援護経費 2,876百万円 → 2,871百万円 労災就労保育援護経費 70百万円 → 72百万円

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
2. 高齢被災労働者等援護経費	8,574	8,240	△ 334	労災特別介護施設設置運営経費等 ・委託先 (財) 労災ケアセンター 4,753百万円 → 4,669百万円 労災年金等相談体制整備費 ・委託先 (財) 労災年金福祉協会 2,388百万円 → 2,227百万円
イ. 労災診療費の貸付事業に対する補助金等	17,030	15,815	△ 1,215	労災診療費支払体制等整備経費 ・委託先 (財) 労災保険情報センター (1) 労災診療費審査事務等委託費 4,583百万円 → 4,333百万円 (2) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 12,447百万円 → 11,482百万円 [労災診療援護貸付原資 11,066百万円 → 10,181百万円]
Ⅲ 安全衛生確保事業	45,473	42,812	△ 2,661	
1. 労働災害防止対策推進費等	27,840	26,742	△ 1,098	労働災害防止対策強化推進委託費 地域産業保健センターの整備事業 2,532百万円 → 2,417百万円 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 1,536百万円 → 1,277百万円 中小規模事業場健康づくり事業 1,700百万円 → 1,521百万円

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
	百万円	百万円	百万円	
				高年齢労働者安全衛生等調査研究費 2,122百万円 → 2,089百万円
				労働時間短縮促進援助事業等経費 3,621百万円 → 2,791百万円
				独立行政法人(産業安全研究所・産業医学総合 研究所)運営等経費 1,926百万円 → 2,337百万円
2. 労働災害防止団体補助金	3,487	3,259	△ 228	労働災害防止対策費 3,487百万円 → 3,259百万円
3. 産業医学振興経費	10,149	9,198	△ 951	産業医科大学運営費等 8,321百万円 → 7,487百万円
				産業医科大学病院運営費 1,828百万円 → 1,711百万円
1. 労働福祉事業団交付金・施設 整備費補助金	3,997	3,613	△ 384	労働福祉事業団交付金 3,932百万円 → 3,549百万円 [自発的健康診断受診支援・小規模事業場 産業保健活動支援促進助成金 315百万円 → 273百万円] 労働福祉事業団施設整備費補助金 65百万円 → 64百万円

区 分	平成14年度	平成15年度	比較増△減額	備 考
	予 算 額	予 定 額		
IV 労働条件確保事業	百万円 32,624	百万円 34,648	百万円 2,024	
1. 未払賃金立替払事業実施費	24,859	27,674	2,815	労働福祉事業団交付金 24,406百万円 → 27,222百万円
2. 勤労者財産形成促進事業実施費	1,024	933	△ 91	雇用・能力開発機構交付金 1,012百万円 → 878百万円
3. 中小企業退職金共済助成費等	6,741	6,041	△ 700	中小企業退職金共済掛金助成費 3,442百万円 → 2,769百万円 総合的短時間労働者対策推進費 1,119百万円 → 1,016百万円 個別的労使紛争処理対策関連経費 691百万円 → 658百万円 独立行政法人労働政策研究・研修機構 運営費交付金 0百万円 → 83百万円
合 計	143,097	138,288	△ 4,809	

労災保険収支状況の推移

(単位:億円)

区 分	11年度	12年度	13年度
① 収 入	15,693	15,425	14,605
保険料収入額	13,338	13,301	12,729
預託金利子収入額	2,033	1,836	1,609
② 支 出	12,448	12,406	12,341
保険給付費等	9,558	9,479	9,453
短期給付	4,989	4,917	4,885
長期給付	4,569	4,562	4,567
二次健康診断等給付	-	-	1
労働福祉事業費及び保険料返還金等	2,890	2,927	2,888
労働福祉事業費等	2,308	2,254	2,228
業務取扱費	516	514	505
施設整備費	39	57	49
労働福祉事業費	1,556	1,485	1,474
他勤定へ繰入	197	198	200
保険料返還金	582	673	660
③ 単年度収支 (① - ②)	3,245	3,019	2,263
④ 前年度より受入 (支払備金等)	2,421	2,328	2,281
⑤ 翌年度への繰越 (支払備金等)	△2,328	△2,281	△2,244
⑥ 将来の年金給付費 (③ + ④ - ⑤)	3,338	3,066	2,300
積立金累計額	68,536	71,602	73,902

注) 1 労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。
 2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災報告の適正化に関する懇談会報告書

平成14年8月

労災報告の適正化に関する懇談会

はじめに

- 1 いわゆる「労災かくし」とは
- 2 労災かくしの具体的事例及び動機等
- 3 労災かくしの現状
- 4 労災かくしに対する基本的施策
- 5 周知・啓発活動の実施
- 6 懇談会における労災かくしの排除に係る対策の
とりまとめ等

はじめに

労働災害の発生事実を隠ぺいするため、故意に労働者死傷病報告書を提出しないこと及び虚偽の内容を記載してこれを提出するいわゆる「労災かくし」については、その発生防止に徹底を期してきたところであるが、依然として、このような事案がみられるところである。

また、国会においても、第150回臨時会における労働者災害補償保険法等の改正に当たり、参議院労働・社会政策委員会及び衆議院労働委員会の両委員会において、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと」との附帯決議がなされたところである。このような状況にかんがみ、今般、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図るため、労使及び行政による「労災報告の適正化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）が開催されたものである。

懇談会の第1回会合は平成13年12月14日に、第2回会合は平成14年2月20日に、第3回会合は同年3月29日にそれぞれ開催された。

参集者は以下のとおりである。

- | | | |
|--------|-----------------------|------|
| (使用者側) | 日本経営者団体連盟環境社会部長 | 高梨昇三 |
| | 西松建設株式会社労務安全部長 | 森 邦彦 |
| (労働者側) | 日本労働組合総連合会雇用労働局次長 | 中桐孝郎 |
| | 全国建設労働組合総連合労働対策部長 | 老田靖雄 |
| (行政) | 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長 | |
| | 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長 | |
| | 厚生労働省労働基準局監督課長 | |
| | 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長 | |

(注) 参集者の所属は、平成14年3月29日現在のもの。

1 いわゆる「労災かくし」とは

いわゆる「労災かくし」とは、労働災害の発生の事実を隠ぺいするため、故意に労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しないもの及び虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出するものをいい、こうした行為は労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条）に違反し、同法第120条第5号の罰則の適用を受ける。

このような労災かくしが多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われぬおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれもある。また、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進をゆるがすこととなりかねない。

2 労災かくしの具体的事例及び動機等

(1) 労災かくし事例

イ 造船会社Aに係る労働災害に関し、同社は虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署に提出していたが、労働基準監督官が同社に係る別件について捜査をした際、本災害に係る記録を発見し、同社に事情聴取を行ったところ、虚偽報告の事実を認めた。

ロ 発電所の工事現場における建設会社Bの労働者3名に係る労働災害に関し、同社は元請けに迷惑をかけたくないとの理由から、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署に提出していたが、同報告書に基づいて労働基準監督署が災害調査を実施した際、同社の代表取締役が災害発生状況の詳細について説明を求めたところ、説明することができず、同報告は虚偽のものである旨認めた。

ハ 道路舗装補修工事現場における土木会社Cの労働者に係る労働災害について、同社は虚偽の労働者死傷病報告書の提出を行ったが、労働基準監督署において主治医に症状等の照会を行ったところ、その回答に休業補償給付請求書と異なる発生状況の説明があり、同社の担当者から事情聴取したところ虚偽報告の事実を認めた。

ニ プラント解体工事現場における土木会社Dの労働者に係る労働災害について、同社は元請に迷惑をかけたくないとの理由から、被災労働者に見舞金10万円の支払い等を約束し事故が表沙汰にならないように示談し、さらに、本件災害を隠すことを目的として労働者死傷病報告書を提出しなかったが、被災者がD社の労災保険番号を使用して行った休業補償給付支給請求書に被災場所の記載がないので、被災労働者に確認したところ元請会社がどこであるかが判明し、関係者から事情聴取を行ったところ事実が判明した。

ホ 製材会社Eの労働者に係る労働災害について、同社は労働基準監督署の調査が入ることを嫌い、労働者死傷病報告書の提出義務があることを知りながら、これを提出しなかったが、被災労働者の親が労働基準監督署に相談したことにより発覚した。

ヘ 溶接会社Fの労働者に係る労働災害について、同社は負傷の程度を軽度であると決めつけ、手続きが面倒であるとの理由で故意に労働者死傷病報告書を提出しなかったが、被災労働者が労働基準監督署に相談したことにより発覚した。

ト スチール製造会社Gの労働者に係る労働災害について、同社は作業内容が法違反の状態で行われていたものであるため労働基準監督署の調査が入ることを嫌い、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労働基準監督署に提出したが、被災労働者が労働基準監督署に相談したことにより発覚した。

チ 工場の新築工事現場におけるH製作所の労働者に係る労働災害について、H製作所は無災害記録の更新のため、故意に労働者死傷病報告書を提出しなかったが、労働基準監督署が同社に対する臨検監督を行った際に、「安全日誌」の中に当該労働災害に係る記録（検討結果）を発見したことにより発覚した。

(2) 労災かくしの動機及び発覚の端緒

上記(1)の事例にみられるように、労災かくしの動機は、労働災害を発生させた事業主に対する司法処分、労働基準監督署による警告及び是正勧告

をおそれること、労働災害の発生により労災保険の保険料率が高くなることを懸念すること、公共事業における指名停止等をおそれること、企業による無災害記録達成活動が中断されることをおそれること、下請け企業が元請企業に配慮すること、労働基準監督署の調査を嫌うこと等が考えられる。

一方、労災かくしの発覚の端緒は、労働災害発生事業場の関係者からの聴取、被災労働者本人やその親族等からの相談、情報提供、労働基準監督署の職員による労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等の関係書類の突合、労働基準監督署による臨検監督等がある。

3 労災かくしの現状

労災かくしに係る事案を含む報告義務違反（労働安全衛生法第100条及び第120条違反）による送検件数の推移は、以下のとおりである。

検察庁に送検した事案がここ10年間で大幅に増加するなど憂慮すべき状況にある。

年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
送検件数	66件	86件	59件	62件	61件
年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
送検件数	72件	79件	74件	91件	126件

4 労災かくしに対する基本的施策

労働者の業務上の負傷等について、事業者は、所轄労働基準監督署長へ報告することとされている。この報告は、労働安全衛生法上、事業者に求められているものであるが、これを確実に履行することにより、当該事業場における災害発生原因等が当該事業者その他の関係者において認識され、当該事業場や類似の作業を行う事業場における同種災害の再発防止対策が確立される契機となるものである。

このため、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署

間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努め、万一、労災かくしの存在が明らかとなった場合には、その事案の軽重を的確に判断しつつ、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずるものとし、平成3年より「いわゆる労災かくしの排除について」(平成3年12月5日付け基発第687号)に基づき、以下の施策を実施している。

(1) 事案の把握及び調査

- ① 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出がなされた場合には、その内容を点検し、必要に応じ関係書類相互間の突合を行い、災害発生状況等の記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- ② 被災労働者からの申告、情報の提供がなされた場合には、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと。
- ③ 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- ④ 上記①から③までにより把握した事案については、実地調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること。

(2) 事案を発見した場合の措置

労災かくしを行った事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処するとともに、同種事案の再発防止対策を講じさせる等の措置を講ずることとなる。また、労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあつては、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこととなる。

5 周知・啓発活動の実施

上記4の労災かくしに対する基本的施策に加え、労災かくし事案として労

働安全衛生法第100条及び第120条違反で送検した件数が増加していること、また、第150回臨時国会における労働者災害補償保険法等の改正に当たり労災かくし対策を徹底すべきであると指摘され、また「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、平成13年より、「いわゆる労災かくしの排除について」（平成13年2月8日付け基発第63号等）及び「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」（平成13年2月8日付け基発第68号）に基づき、以下のとおり、労災かくしの排除に係る周知・啓発が行われてきた。

(1) 周知・啓発に関する通達（「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」）の発出（平成13年2月）

① 事業主、労働者等に対する周知・啓発

イ 労災かくしの排除に係るポスター及びリーフレットを活用し、労働保険の年度更新のほか、集団指導、監督指導等のあらゆる機会を通じて、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

ロ 労働災害防止団体や事業者団体が実施する安全パトロールに、都道府県労働局又は労働基準監督署の職員が同行する場合においても、リーフレットを活用し、事業主等に対し、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

ハ ポスターについては、都道府県労働局・労働基準監督署等に掲示するほか、医師会、関係機関等に対しても、その掲示の依頼を行うとともに、労災かくしの排除に係る周知・啓発の協力を得るよう要請を行うこと。

② 企業トップへの啓発

企業のトップの会合において、労災かくしの排除について企業トップに対し直接要請を行うこと。

(2) 事業者団体等への文書（「いわゆる労災かくしの排除について」）による

要請（平成13年2月）

【対象団体】労働災害防止団体等（13団体）
建設業事業者団体（32団体）
その他事業者団体（89団体）
全国社会保険労務士会連合会
社団法人日本医師会

(3) ポスター（約7万枚）、リーフレット（約360万枚）の配付（平成13年4月及び5月）

標語：「労災かくし」は犯罪です。

これらのポスター、リーフレットは、全国の都道府県労働局に配付され、更に、労働基準監督署、関係団体等を通じて、事業場における労災かくしの排除に係る周知・啓発に役立てられている。

6 懇談会における労災かくしの排除に係る対策のとりまとめ等

(1) 以上のような労災かくしに係る状況、従来からの労災かくしの排除に係る対策及び懇談会での使用者側、労働者側との意見交換を踏まえ、平成14年3月29日、第3回懇談会において、「当面の労災かくしの排除に係る対策について」をとりまとめた。

懇談会では、労災かくしの排除に向け、従来からの対策に加え、以下の対策を実施することとした。

イ ポスター、リーフレットによる事業者等への周知・啓発

労災かくしの排除に係るポスター（約7万枚）及びリーフレット（約360万枚）を作成し、労働保険の年度更新の機会等の活用、労災指定医療機関における掲示により、労災かくしの排除についての事業者等に対する周知・啓発を徹底する。

なお、ポスターに事業者等の団体の名称を付して印刷したいとの要請があっても名称を付して印刷することすることができないのは問題であるとの指摘があったが、このとりまとめにおいて、事業者等における自主的活動を促進する観点から、必要に応じ厚生労働省作成ポスターに当該事業者等の名称を付して印刷することを可能とすることとする。

ロ 厚生労働省ホームページに「労災かくしの排除について」(仮称)のページを設けることによる周知・啓発

ホームページ上に、労災かくしが法違反となること、労災かくしの排除に係る対策の概要、災害発生時に事業者及び労働者が行うべき事項、労災かくしに関する送検事例等を掲載し、事業者、労働者等に対して、労災かくしに係る周知・啓発を行う。

ハ 都道府県、市町村の広報誌・紙の活用による周知・啓発

都道府県等の広報誌・紙を活用し、事業者のみならず労働者等広く一般に対し労災かくしの排除への周知・啓発のための広報活動を行う。

ニ 労災防止指導員の活用による労災かくしの排除

都道府県労働局長が任命する労災防止指導員が事業場に対して具体的指導を行う際に併せて、労災かくしの排除について、啓発指導を行う。

(2) 行政においては、労災かくしの排除に係る対策の推進については、労災かくしの排除に係る事業者、労働者等に対する周知・啓発、事案の把握及び調査、事案を発見した場合の措置、懇談会においてとりまとめられた対策及び通達の発出などにより、今後とも、労災かくしの排除に一層強力に取り組んでいく。

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

1 これまでの労災補償上の取扱い

じん肺有所見者に発生した原発性肺がん（以下「肺がん」という。）に係る業務上外の認定については、じん肺管理区分が管理 3 又は管理 4 の者に発生した肺がんに関して業務上疾病として取り扱ってきた。

2 じん肺法施行規則等の改正

今般、じん肺と肺がんの因果関係の検証等について検討を行ってきた「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」の結論として、じん肺と肺がんは医学的関連性を有しているといえるとの報告書が平成 14 年 10 月に取りまとめられたことから、この報告書の新しい知見を踏まえ、じん肺法に基づく合併症として肺がんを追加すること等を内容とする「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）が公布され、平成 15 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

3 労災補償上の取扱いの改正

労災補償上の措置としては、既にじん肺と肺がんの医学的関連性が明らかにされた時点で患者を救済する必要性が認められたことから、改正省令の施行日を待たずに、じん肺有所見者に発生した肺がんの取扱いを改め、従来の管理 3、管理 4 に加えて管理 2 の者に発生した肺がんに関しても業務上疾病として取り扱うこととしている。

【関係法令】

○労働基準法（抄）

第八章 災害補償

（療養補償）

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

○労働基準法施行規則（抄）

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

別表第一の二（第三十五条関係）

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和三十五年法律第三十号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)第一条各号に掲げる疾病

九 その他業務に起因することの明らかな疾病

○じん肺法（抄）

（療養）

第二十三条 じん肺管理区分が管理四と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとする。

○じん肺法施行規則（抄）

（合併症）

第一条 じん肺法(以下「法」という。)第二条第一項第二号の合併症は、じん肺管理区分が管理二又は管理三と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 続発性気管支炎
- 四 続発性気管支拡張症
- 五 続発性気胸
- 六 原発性肺がん（注：平成15年4月1日から）



基発第1111001号

平成14年11月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについて

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年3月27日付け基発第0327005号により指示していたところであるが、今般、「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」における検討結果を踏まえ、これを下記のとおり改正することとしたので、今後の事務処理に遺漏のないよう万全を期されたい。

また、今後、じん肺法施行規則の改正が予定されていることから、当該規則改正以後における事務処理上の取扱いについては、追って指示する予定である。

なお、本通達の施行に伴い、平成14年3月27日付け基発第0327005号は廃止する。

記

- 1 じん肺法第4条第2項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）が管理2、管理3又は管理4と決定された者（石綿肺の所見がある者を除く。）に発生した原発性の肺がん（以下「肺がん」という。）については、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱うこと。

2 じん肺管理区分が管理1と決定された者又はじん肺管理区分の決定を受けていない者に係る労災保険請求があった場合は、肺がんの症状確認日（医師による診断確認日）以前のエックス線写真を用いて、じん肺法第15条第1項の規定によるじん肺管理区分決定申請（以下「随時申請」という。）を行うよう指導し、当該随時申請によるじん肺管理区分の決定を待って事務処理を行うこと。

なお、この場合において、労働者が死亡し、又は重篤な疾病にかかっている等のため、随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医に対し、当該労働者のじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断を求め、その結果に基づき肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる者については上記1と同様に取り扱って差し支えないこと。



基勞補発第1111001号

平成14年11月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(公印省略)

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いに関する
留意事項等について

じん肺有所見者に発生した肺がんの労災補償上の取扱いについては、平成14年11月11日付け基発第1111001号（以下「局長通達」という。）をもって改正されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意の上、その円滑な運用を図るよう配意されたい。

なお、平成14年3月27日付け基勞補発第0327001号は廃止する。

記

1 改正の趣旨

じん肺有所見者に発生した原発性の肺がん（以下「肺がん」という。）にかかる業務上外の認定については、医療実践上の不利益の観点から、平成14年3月27日付け基発第0327005号に基づく取扱いを行ってきたところである。

今般、じん肺と肺がんの因果関係の検証、肺がん検査を含めたじん肺健康診断の在り方等について検討を行ってきた「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」の結論として、じん肺と肺がんは医学的関連性を有してい

るといえるとの報告書が取りまとめられたことから労災補償に関しても、この報告書の新しい知見を踏まえ、じん肺有所見者に発生した肺がんの取扱いを改正したものである。

2. 留意事項

- (1) 肺がん発症から相当期間が経過した者から労災保険請求があった場合には、業務上外の判断に当たっては肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の状況を認定要件としているが、じん肺法第15条第1項によるじん肺管理区分の決定の申請（以下「随時申請」という。）は現時点のじん肺管理区分の状況を決定するものであることから、随時申請により業務上外を決定することは適当でないことから局長通達の記の2なお書きにより取り扱うこと。
- (2) エックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見等から、じん肺の進展度及び病態を総合的に判断しても、なお、肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の判断が著しく困難な事案については、本省補償課と協議すること。
- (3) 局長通達において石綿肺の所見がある者を除くとしているのは、石綿肺の所見がある者に発生した肺がんについては、従来から労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上疾病として取り扱っているところであり、今回の局長通達によりその取扱いの変更はないものであること。